

報道各位

平成 13 年 4 月 5 日

三井金属、環境基本方針および行動計画策定

当社三井金属(社長 宮村眞平)は、この度、「環境基本方針および行動計画」を策定致しました。

この策定は、平成 5 年通産省(現 経済産業省)のご指導に基づき策定した、環境に関するボラ
ンタリープラン「環境保全行動計画」を全面的に改定したのですが、その改訂理由は、

- ・すでに 8 年が経過し、その間の環境変化に対応した内容とする。
- ・全般的に抽象的な表現となっていたため、より具体的な解り易い記述とする。
- ・地球温暖化防止、廃棄物の減量化、環境汚染物質の排出量削減等について、時代の趨勢に合
った数値目標を設定する。

ことです。

これにより、今後当社は、「地球環境の保全を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、事業
活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動する」という理念のもと、環境マネジメントシステ
ムである ISO 14001 の認証取得もしくはこれに準拠した環境管理体制の整備を目指すと同
時に、「環境報告書」を発行していく予定です。

(添付資料) 「環境基本方針」、「環境行動計画」

【本件お問い合わせ先】

三井金属 広報室 かのえ 鹿江政二 Telephone 03-5437-8028

環境基本方針

【理念】

地球環境の保全を、経営上の最重要課題の一つとして位置付け、事業活動のあらゆる面で環境保全に配慮して行動する。

【方針】

- 1 . 環境関係法規等を遵守するとともに、必要な自主基準を設け、環境汚染の予防、環境負荷低減に努める。
- 2 . 環境保全活動を推進するため、三井金属グループの各所社において、組織および体制の整備をはかる。
- 3 . 地球温暖化防止、廃棄物の削減、環境汚染物質の排出量削減について、目標を定めて取り組む。
- 4 . 環境に配慮した技術、材料および商品の開発を積極的に推進する。
- 5 . 定期的な監査を実施し、環境管理システムの継続的な改善をはかる。
- 6 . 三井金属グループで働くすべての人々に対し、環境に関する教育・啓蒙等を通じて、環境保全の重要性を認識させ、意識の向上をはかる。

この基本方針は、三井金属グループの全世界の各所社に適用する。

2001年4月1日

三井金属 社長 宮村眞平

三井金属 環境行動計画

2001年4月1日

環境基本方針に基づく本社および各所社「以下各事業所という」の行動計画を以下のとおり定める。

1. 環境管理体制の整備

本社および各事業所においては、事業形態、規模に応じた体制の整備、拡充に努める。

(1) 責任者の明確化

本社に環境担当役員ならびに環境統轄責任者を置く。また、各事業所に環境管理責任者を置く。
保安環境部管掌役員を環境担当役員とする。
保安環境部長を環境統轄責任者とする。
各事業所の最高経営者を環境管理責任者とする。

なお、職務は以下のとおりとする。

環境担当役員は、全社の環境保全に関する事項を統轄する。
環境統轄責任者は、環境担当役員の指揮の下、環境基本方針の周知徹底ならびに環境行動計画の推進、環境管理に関する全社的な活動、指導、支援を行う。
環境管理責任者は、各事業所において法規の遵守ならびに環境管理体制の整備、環境行動計画の実施により環境保全を推進する。

(2) 環境マネジメントシステムの導入

各事業所は、2007年3月末までにISO14001の認証取得もしくはこれに準拠した環境管理体制の整備を目指す。

(3) 環境監査の実施

環境統轄責任者は保安環境部を中心としたチームにより、定期的なシステム監査ならびにパフォーマンス監査を実施する。
各事業所の環境管理責任者は、環境管理状況、法規の遵守状況等につき、年1回以上の所内監査を実施し、環境管理の更なる充実をはかる。

2. 環境負荷低減

(1) 地球温暖化防止

各事業形態に応じたエネルギー原単位（原油換算エネルギー使用量 / 売上高）の削減目標値を設定し、エネルギーの使用削減に努めることにより炭酸ガスの排出を抑制する。

形態別目標値ガイドライン（2000年度を基準として2010年度末までに）

製錬業、素材産業 5%以上(製煉所、パーライト、メサライト)

その他製造業 10%以上

中期目標値ガイドライン(2000年度を基準として2005年度末までに)

製錬業、素材産業 3%以上(製煉所、パーライト、メサライト)

その他製造業 6%以上

(2) 廃棄物の減量化

廃棄物原単位（リユース、リサイクルされる廃棄物を除いた廃棄物発生量 / 売上高）の削減目標値（重量）を設定し、廃棄物の発生抑制に努める。

目標値ガイドライン（2000年度を基準として2010年度末までに）

50%以上

中期目標値ガイドライン（2000年度を基準として2005年度末までに）

30%以上

(3) 環境汚染物質の排出量削減

P R T R法に基づく、届出対象物質の排出量等の削減目標値を設定し、削減に努める。

化学物質管理に関するガイドラインを保安環境部が策定する。

各事業所は、ガイドラインに基づき化学物質管理方針の策定および削減目標を設定する。

(4) 海外事業活動における環境配慮

海外での事業活動においては、相手国の環境政策や環境規制を遵守するにとどまらず以下の環境配慮を行う。

環境基本方針に則り、環境保全に努める。

相手国の環境規制が、日本の規制よりも緩やかな場合または基準がない場合には、相手国の環境を考慮し、相手国関係者とも十分協議の上で地域の状況に応じた適切な環境保全に努める。

(5) 立地における環境配慮

事業所立地および大幅な事業内容の変更、事業終結時には十分な環境配慮を行う。

3 . 環境に配慮した技術、材料および製品の開発

客先ニーズを先取りした環境負荷低減型技術、材料および商品の開発を行う。

4 . 緊急時対応

各事業所においては、環境問題を生じる恐れのある災害、事故等を想定した緊急時対応マニュアルを作成し対応する。

5 . 教育・広報・社会活動等

(1) 教育、啓蒙

日常の環境管理の重要性等について入社時教育はもとより、必要の都度教育を実施する。また、環境保全に関する情報も積極的に提供し意識向上をはかる。

(2) 環境報告書の発行

環境保全への当社の取り組み状況に関する環境報告書を作成する。第 1 号は 2003 年の発行を目指し、以後毎年発行する。

(3) 地域社会との共生

当社の事業活動に対する理解と啓蒙のため、社会各層との対話を促進し相互理解と協力関係の強化に努めるとともに、市民の一員として社会や地域における環境保護等の活動に対し、積極的に協力するとともに、社員の自主的な活動を支援する。

6 . 適用所社

この環境行動計画は、三井金属グループの直轄事業所および国内外の特定関係会社に適用する。

7 . 適用期間

2001 年 4 月 1 日より改訂までの期間

以上